



写真 2-7 建設機械のアイドリングストップ看板設置状況【後期第 1 期(後期)】



写真 2-8 プレボウリング工法による山留工事【後期第 1 期(後期)】



写真 2-9(1) 工事区域の防音パネル設置状況【除却】



写真 2-9(2) 工事区域の防音パネル設置状況【除却】

3 遵守事項

- 1) 作業時間 原則として、午前 8 時から午後 6 時までとします。
- ① 上記時間の前後 1 時間は作業の点検・準備・後片付け・清掃の作業を行います。
※レッカー等特殊車両の搬入で時間外になる場合は、仮設ゲート横にある掲示板にてお知らせいたします。
- ② コンクリート打設作業等、道路状況により作業時間延長することがあります。その場合は、仮設ゲート横にある掲示板にてお知らせいたします。
- ③ 台風等非常時の緊急安全対策については、上記時間外に作業を行うことがあります。
- 2) 日曜・祝日 原則として、日曜・祝日は作業を行いません。
※台風等非常時の緊急安全対策については、上記時間外に作業を行うことがあります。
- 3) 交通安全対策 大型車（ダンプ車、ミキサー車等）は、別紙「搬出入経路図」のとおり通行します
- ①現場の出入り口には、ガードマンを配置します。
②ダンプ車及びミキサー車の通行時は、搬出入路上にも適宜ガードマンを配置します。
（別紙「工事車両搬出入経路図」参照）添付資料③
③本工事の車両と分かる様に運転席に添付資料④のような表示をすると共に、運転手には安全運転を心掛けるよう指導を徹底します。
（別紙「表示板」参照 添付資料④）
- 4) 騒音振動対策 できるかぎり騒音・振動の発生が少ない工法や重機を採用するとともに、慎重に作業をするよう心掛けます。

5) その他

- ①周辺道路を汚さないように、場内に洗車設備を設けます。
※道路の清掃管理を行います。
- ②道路を破損した場合は、直ちに清掃、復旧します。
※低速走行を徹底し影響を抑えます。
- ③土ほこりがたたないよう、場内は適宜散水します。
- ④工事車両は周辺道路に駐車させません。
※車両は全て場内に待機をします。
- ⑤現場周囲は、定期的に除草、清掃を実行します。
- ⑥火気の取り扱いには充分注意し、火災の防止に努めます。
- ⑦近隣の皆様へのご迷惑を少なくするよう最善の努力を払いますが、万が一問題が発生した場合には、誠意をもって対応いたします。

写真 2-10 工事説明資料の抜粋【後期第 1 期(後期)】

表 2-27 環境保全のための措置の実施状況【工事用車両の走行に関する措置】

環境保全のための措置	実施状況
工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。	施工会社間の定期的な工程会議により、同時期に同工種を行わないよう調整し、工期内の工事車両の台数が極端に集中しないように努めた(写真 2-6 参照)。
埋戻しに使用する分の建設発生土を計画地内に仮置きすることにより、計画地外への工事用車両台数を低減する。	計画地外への工事用車両台数を低減するために、埋戻しに使用する分の建設発生土を計画地内に仮置きした(写真 2-11 参照)。
工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等の指導を行う。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等の指導を行うとともに、制限速度の看板を設置した(写真 2-12 参照)。
工事用車両に対してアイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内にはアイドリングストップの看板を設置する。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、工事用車両の敷地内外におけるアイドリングストップの励行を指導するとともに、場内に看板を設置し、周知の徹底に努めた(写真 2-13 参照)。
工事の実施にあたっては、過積載の防止を指導し、影響の低減を図る。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、過積載の防止を指導するとともに、朝礼等において適時指導を行い過積載の防止を徹底したほか場内に看板を設置し周知した(写真 2-14 参照)。
工事関係者の乗合通勤を行うなど、自動車使用の抑制を図る。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、乗合通勤を徹底するよう指導し、自動車の抑制を図った。
工事用車両の走行ルートは、詳細な施工計画の検討に際し、各工事の実施区域ごとに、環境に配慮すべき施設の存在を考慮した最適な走行ルートを設定する。	工事用車両の走行ルートは、各工事の実施区域ごとに、環境に配慮すべき施設(通学路、保育園や幼稚園)の存在を考慮し、走行ルートと入退場時間を設定した。また、工事用車両の出入口や近隣の横断歩道に交通誘導員を配置し、歩行者の安全を確保した(写真 2-15 及び写真 16 参照)。



写真 2-11 建設発生土の仮置き状況【後期第 1 期(後期)】



写真 2-12 制限速度の看板設置状況（計画地内）



写真 2-13(1) アイドリングストップ看板設置状況【後期第 1 期(前期)①②】



写真 2-13(2) アイドリングストップ看板設置状況【後期第 1 期(後期)】



写真 2-14(1) 過積載防止の周知看板【後期第 1 期(前期)①】



写真 2-14(2) 過積載防止の周知看板【後期第 1 期(後期)】

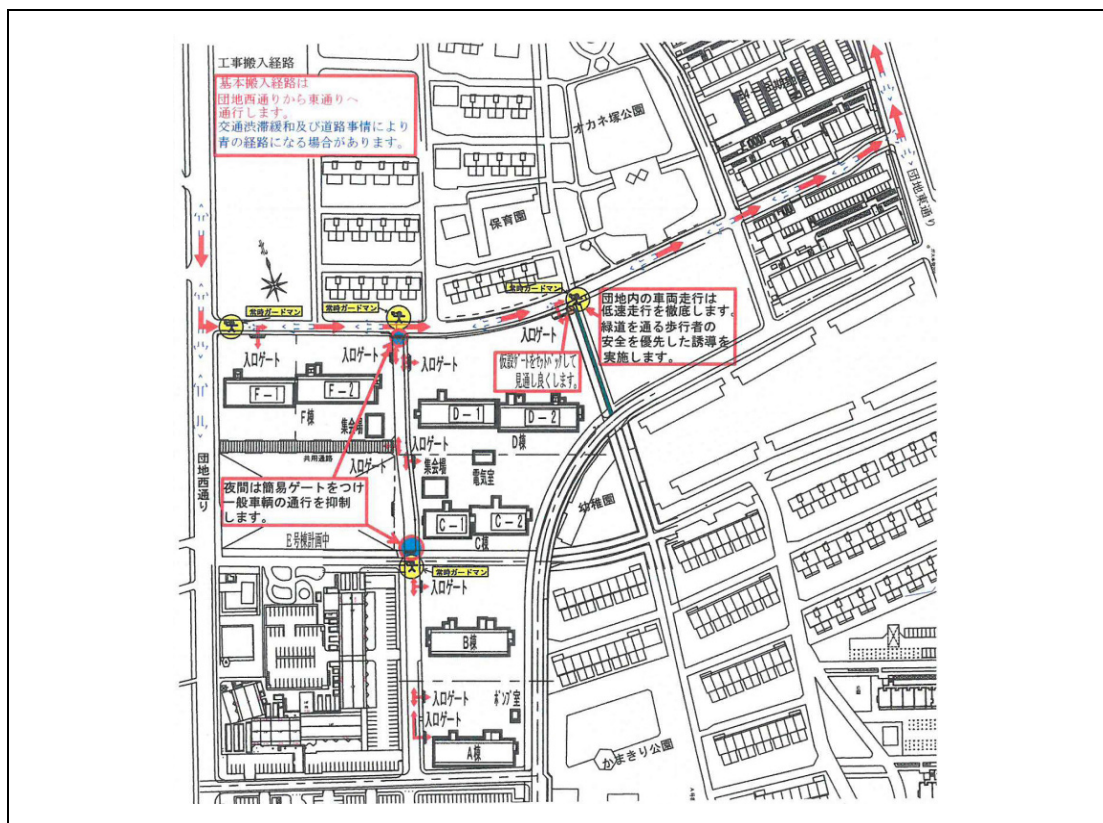


写真 2-15(1) 工事用車両走行ルート【後期第 1 期(前期)①②】



写真 2-15(2) 工事用車両走行ルート【後期第 1 期(後期)】



写真 2-16(1) 交通誘導の状況（計画地内）



写真 2-16(2) 交通誘導の状況（工事用車両出入口）【後期第 1 期（後期）】

表 2-28 苦情の内容等（騒音・振動）

苦情の内容	苦情の件数	対応した内容	追加した環境保全措置のための内容
【除却】の躯体解体工事において作業騒音が大きいと苦情があった。	1 件	破砕物の落下騒音が発生しないよう破砕物を掴み地面まで移動した。	破砕物の落下騒音が発生しないよう作業を実施するよう朝礼で指導を徹底した結果、同様の苦情はなくなった。

(4) 予測結果と事後調査結果との比較検討

ア) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響

【後期第1期(後期)】における土工工事の予測結果と事後調査結果の比較は、表2-29に示すとおりである。

事後調査結果は、予測結果と比較し、騒音・振動ともに下回る測定結果が得られた。

対象工期である【後期第1期(後期)】の予測条件では、各工区の土工工事が同時期に実施される想定ではあるが、実際の作業では施工会社ごとに作業の進捗が異なることや建設機械を順番に使用していることなどから建設機械の稼働台数が予測条件より少なかった。また、近接の【後期第1期(前期)①②】では6工区のうち5工区程度でコンクリート打設工事が行われていることを想定していたが、実際の工事では、工事の平準化を図るため、施工会社間の定期的な工程会議により、同工事が同じ日に重ならなかったため建設機械の稼働台数は少なくなっていた。また、建設機械のアイドリングストップの励行や騒音・振動が小さい工法を採用した。

予測結果と比較し低い結果が得られた原因は、計画地内や近隣の居住者の生活環境に配慮し、工程調整による平準化により、建設機械の稼働台数が予測条件と比較し少なかったためと考えられる。

また、評価書で評価指標とした「環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準値(80dB)及び「環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準値(70dB)を下回った。

表2-29(1) 予測結果と事後調査結果の比較_騒音(L_{A5}) (【第1期後期(後期)】)

地点	対象工期	予測結果	騒音レベル (dB)	事後調査結果	騒音レベル (dB)
		工種		工種	
SL-1 (敷地境界)	【除却】	—	68	内装解体工事	59
	【後期第1期(前期)①②】	躯体工事		躯体工事 + 仕上工事	
SL-2 (工事区域の境界)	【後期第1期(後期)】	土工工事	74	土工工事	69

※指定建設作業に適用する騒音の勧告基準(環境確保条例): 80dB

表2-29(2) 予測結果と事後調査結果の比較_振動(L₁₀) (【第1期後期(後期)】)

地点	対象工期	予測結果	振動レベル (dB)	事後調査結果	振動レベル (dB)
		工種		工種	
VL-1 (敷地境界)	【除却】	—	49	内装解体工事	27
	【後期第1期(前期)①②】	躯体工事		躯体工事 + 仕上工事	
VL-2 (工事区域の境界)	【後期第1期(後期)】	土工工事	68	土工工事	50

※指定建設作業に適用する振動の勧告基準(環境確保条例): 70dB

イ) 工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響

予測結果と事後調査結果の比較は、表 2-30 に示すとおりである。

事後調査結果のうち等価騒音レベルの事後調査結果は予測結果と同程度から下回る結果が得られた。No.1 (新青梅街道) で事後調査結果が予測結果を 7dB 下回った原因は、排水性舗装による低減効果であると考えられる。

振動レベルの事後調査結果はNo.1 (新青梅街道) で昼間、夜間とも 6dB 下回り、No.4 (江戸街道) で昼間、夜間ともに同程度、No.2 (団地西通り) で昼間 3dB、夜間 6dB 下回る結果が得られた。No.1 (新青梅街道) で事後調査結果が予測結果を下回った原因は、舗装の更新により道路の舗装状態が改善されたためと考えられる。

昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、No.1 (新青梅街道) 及びNo.2 (団地西通り) では評価書で評価指標とした「環境基準」を下回っていたが、No.4 (江戸街道) は上回っていた。

なお、No.4 (江戸街道) では評価の指標を上回っていたが、評価書の現況調査においても評価の指標を上回る状況であった。

振動レベル (L_{10}) は、全地点とも昼間、夜間とも評価書で評価指標とした「環境確保条例」に定める日常生活等に係る振動の規制基準を下回っていた。

表 2-30(1) 予測結果と事後調査結果の比較_騒音 (L_{Aeq})

地 点	対象時点	時間区分	等価騒音レベル (dB)	
			予測結果	事後調査結果
No.1 (新青梅街道)	H29 年度第 3 四半期	昼間 (6 時～22 時)	74	67
No.4 (江戸街道)		昼間 (6 時～22 時)	67	66
No.2 (団地西通り)	H29 年度第 4 四半期	昼間 (6 時～22 時)	62	62

※環境基準 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例：70dB No.1 (新青梅街道)
道路に面する地域：60dB No.4 (江戸街道)
道路に面する地域：65dB No.2 (団地西通り)

表 2-30(2) 予測結果と事後調査結果の比較_振動 (L_{10})

地 点	対象時点	振動レベル (dB)			
		予測結果		事後調査結果	
		昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～8 時)	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～8 時)
No.1 (新青梅街道)	H29 年度 第 3 四半期	54	50	48	44
No.4 (江戸街道)		47	40	49	41
No.2 (団地西通り)	H29 年度 第 4 四半期	44	37	41	31

※環境確保条例に基づく日常生活に係る振動の規制基準 (環境確保条例) :
昼間 60dB 夜間 55dB No.1 (新青梅街道)、No.4 (江戸街道)
昼間 65dB 夜間 60dB No.2 (団地西通り)